

財政法案帝國議會へ提出

の件

右謹て上奏し恭しく

聖裁を仰ぎ併せて樞密院の議に付

せられんことを請う

昭和二十二年三月十一日

内閣總理大臣 吉田 茂



内閣

財政法目次

第一章 財政総則

第二章 会計区分

第三章 予算

 第一節 総則

 第二節 予算の作成

 第三節 予算の執行

第四章 決算

第五章 雑則

財政法

 第一章 財政総則

 第一條 國の予算その他財政の基本に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。なお第一項の収入及び支出には、會計間の繰入その他國庫内において行う移換によるものを含む。

歳入とは、一會計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいう。

第三條 租税を除く外、國が國權に基いて收納する課徴金及び法律上又は事実上國の独占に屬する事業における專賣價格^{若しくは}事業料金に^はついては、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない。

第四條 國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源と

しなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第五條 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れるはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六條 各年度 公計 歳入歳出の決算上剰余を主たる場合 各年度において歳計に剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償

還財源に充てなければならぬ。
第七條 國は、前項の利息金の計算については、法令でこれを定めるが國庫金の出納上必要あるときは、大藏省証券を發行し

又は日本銀行から一時借入金となすことができる。

前項に規定する大藏省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大藏省証券の發行及び一時借入金の借入の最高額については、毎會計年度、國會の議決を経なければならない。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第九條 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを讓渡し若しくは貸し付けてはならない。

國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

第十條 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

第二章 会計区分

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二條 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならぬ。

各会計年度において決定した経費の金額を以て、他の年度に属する経費に充てることとはならない。

第十三條 國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、法律を以て特別会計を設置するものとする。



第三章 予算

第一節 総則

第十四條 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならな

第十五條 家会計年度を期して行ふべき工事、製造その他の事業の経費で特に必要があるものについては、予めその経費の総額を確率表として、予算を以て、国会の議決を経ることが出来る。

第十六條 法律に基くもの又は^{歳出予算の定額}歳出の定額の範囲内におけるものの外、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。

前項に規定するものの外、災害復旧その他急の必要がある場合においては、國は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。



前二項の規定により國が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該會計年度以後三箇年度以内とする。但し、國会の議決により更なる年限を延長するもの並に外國人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地建物、の借料及び國際條約に基き分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

第十~~七~~六條 予算は、予算総則、歳入歳出予算、繰上金及び國庫債務負担行為とする。

大
✓

第七條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎會計年度、その所管に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行為の見積りに関する書類を作成し、これを内閣に提出し、予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなげねばならない。
内閣総理大臣及び各省大臣は、毎會計年度、その所管に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行為の見積りに関する書類を作成し、これを大藏大臣に送付しなげねばならない。

裏面白紙

前項の規定により國が債務を負担した行為については、次の常会
において國會に報告しなければならぬ。
第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する行為は、これ
を國庫債務負担行為という。

第二節 予算の作成

第十~~六~~條 予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費及び國庫債務負
担行為とする。

第十八條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長
並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各廳の長と~~い~~う。）は、
毎会計年、その所掌に係る歳入、歳出、継続費及び國庫債務負担
行為の見積に關する書類を~~製~~し、これを大蔵大臣に送附しなければ
ならぬ。

大蔵大臣は、前項の見積を検討して必要を調整を行~~い~~、歳入歳出、

大 蔵 省

大蔵省
各省各廳の長
毎会計年
書類を製し
送附し
なければならぬ

第十八條 大藏大臣は、前條の見積を檢討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び國庫債務負担行為の概算を 작성し、閣議の決定を経なければならぬ。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に對してその決定に關し意見を求めなければならぬ。

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入、歳出予算に附記するとともに国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならぬ。

裏面白紙

継続費及び國庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

第十九條 大藏大臣は、毎會計年度、^{第六條}閣議の決定に基いて、歳入

予算明細書を作製しなればならぬ。

^{衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並に内閣総理大臣及び各省大臣は、各省} 毎會計年度、^{第二十一條}閣議決定のあつた概算の範

圍内で、予定経費要求書、^{第二十二條}継続費要求書及び國庫債務負担行為要求

書を作製し、これを大藏大臣に送付しなればならぬ。

第二十條 大藏大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、

会計検査院並びに内閣及^各各省（以下各省各廳という。）の予定経

費要求書、^{第二十二條}継続費要求書及び國庫債務負担行為要求書に基いて予算

を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。

第二十一條 予算総則には、歳入歳出予算、^{第二十二條}継続費及び國庫債務負担

行為に關する総括的規定を設ける外、左の事項に關する規定を設け

大藏省

るものとする。

一 第四條第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額

二 第四條第三項の規定による公共事業費の範囲

三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金

四 第七條第三項の規定による大藏省証券の発行及び一時借入金

五 借入の最高額

六 前各号條に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

第二十條 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質、歳出にあ

つては、その目的に従つて部に大別し、更に、各部中においてはこ

れを款項に区分し、又、その収入又は支出に關係のある部局等の組

織の別を明らかにしなければならぬ。

第二十一條 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費

として相当と認めらるる金額を歳入歳出予算に計上しなればならぬ。



第五條

歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らなに見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、国会の承認を待てることとができる。

第二十回條

継続費は、事項ごとく、その必要の理由を明らかにし、且つ、総額、年限及び年割額を示さなければならぬ。

第二十一回條

國庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を明示さなければならぬ。

第二十二回條

内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するものと、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場
合に於いてこれに必要となるべき財源について明記しなればならぬ。

第二十七條 内閣は、毎會計年度の予算を、前年度の十二月中に、國會に提出するのを例とする。

第二十八條 國會に提出する予算には、参考のため左の書類を添附しなければならない。

一 歳入予算明細書

二 各省各廳の予定経費要求書、継続費要求書及び國庫債務負担行為

要求書

三 前年度歳入歳出決算表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表

四 國庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び

当該年度末における見込に関する調書

五 國債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前

年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表

に関する調書



六 國有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年

度末における現在高の見込に関する調書

七 國が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他の状況

に関する調書

八 前年度末までの支出見込額及び前年度以降の支出見込額並びに

前年度末までの支出見込額及び前年度以降の支出見込額並びに

前年度末までの支出見込額及び前年度以降の支出見込額並びに

九 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

第二十九條 内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要避けること

のできない経費若しくは國庫債務負担行為又は法律上若しくは契約

上國の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り追加予算を作成

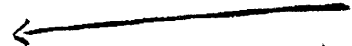
成し、これを國會に提出することかである。

内閣は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基い

て、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を国会に提出することができる。

第三十條 内閣は、必要に應じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。



第三節 予算の執行

第三十一條 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各廳の長に対し、その責任に任すべき歳入歳出予算一總、總費及び國庫債務負担行爲を配賦する。

前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に歳入にあつては、項を目的に、歳出にあつては、項を目的及び節に区分する。

大藏大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、會計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 各省各廳の長は、歳出予算については各項に定める目的の外にこれを使用することはできない。但し、各省各廳の長は、各該項の金額若しくは各該項の用途を假令、此流用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合は、おいては、各省各廳内の部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することが出来る。

前項但書の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第一項但書の規定により流用をしようとする場合においては、各省各縣の長は、大藏大臣に協議しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による協議について同意したときは、全検査院に通知しなければならない。

第三十三條 各省各縣の長は、歳出予算の定むる各項の金額若しくは各部局等の金額を被賦用することができない。但し、予算の執行上何等の場合において、各省各縣内の部局等の間は、大藏大臣の本認を経なければ、その経費は他の経費の事績を流用して、政令の定めるところにより同一名称の項の金額に限り、流用することができない。又、その経費の事績を他の経費に流用するときは、その旨を前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第四項但書及び第三項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算において、これを明らかにすることとし、その理由を記載しなければならない。



前項但書書の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第十項但書の規定により流用をしようとする場合において、各省各廳の長は、大藏大臣に協議しなすべからず。

大藏大臣は、前項の規定による協議について同意したときは、會計検査院に通知しなすべからず。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算の定むる各項の金額若しくは各部署等の金額を破法用するに於て、但し、予算の執行上必要な場合においては、各省各廳内の部署等の間、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができ、その用途は、他の用途に流用することができない。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。各省各廳の長は、前項の規定により承認をしたときは、會計検査院に通知しなすべからず。

第三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、大藏大臣の定める期間に従い、支出事務職員及

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算の定むる各項の金額若しくは各部署等の金額を破法用するに於て、但し、予算の執行上必要な場合においては、各省各廳内の部署等の間、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができ、その用途は、他の用途に流用することができない。

び契約事務職員ごとくに、支出の所要額及び國の支出の原因となる契約その他の行爲（以下契約等という。）の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に關する書類を作製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大藏大臣は、國庫並、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、前項の期間ごとくに、支拂又は契約等の計画の承認に關する方針を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

大藏大臣は、前項の方針に基いて第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知するとともに、支拂計画は、これを日本銀行に通知しなければならぬ。

第三十五條 予備費は、大藏大臣が、これを管理する。

各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした訓書を作製し、これを大藏大臣に

送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大藏大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大藏大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が、^{第十五}條第二項の規定により、^り國庫の債務を負担する行爲をなす場合に、これを準用する。

第三十六條 予備費を以て支弁した金額については、各省各廳の長は、

その調書を作製して、次の常会（国会の）の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各廳の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

大 蔵 省

第四章 決算

第三十七條 各省各廳の長は、毎会計年度、大藏大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。
第三十八條 大藏大臣は、歳入決算明細書及び歳出¹⁰決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一) 歳入

一 歳入予算額

裏面白紙

二	徴收決定額（徴收決定のない歳入については、 徴 収 として整理した額）
三	収納済歳入額
四	不納欠損額
五	収納未済歳入額
(一) 歳出	
一	歳出予算額
二	前年度繰越額
三	予備費使用額
四	流用等増減額
五	支出済歳出額
六	翌年度繰越額
七	不用額

大 蔵 省

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に關する計算書を添附して、これを翌年度の會計検査院に送付しなければならない。

第四十條 内閣は、會計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國會に提出するのを例とする。

前項の歳入歳出決算には、會計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に關する計算書を添附する。

第四十一條 毎會計年度において、歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に貸り入れるものとする。

第五章 雜則

第四十二條 毎會計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用するに
 得ない。但し、歳出予算のうち第三十五條の規定により繰越について國令で承認を得た経費
 については國令の承認を得た経費の金額及び本年度内に契約等による
 の金額及び年度内に契約等による経費の金額及び本年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、
 避ける難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、
 繰越は、これを翌年度に繰り越して使用するに得ない。

継続費については、毎會計年度の支出残額を、その議決に係る
 年度の最終年度まで、順次繰り越して使用するに得ない。

第四十三條 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とする
 ときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を
 明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一條
 第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四條 國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五條 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適當な方法で國民に報告しなければならない。

前項に規定するものの外、内閣は、^毎四半期ごとに、予算使用の状況、國庫の状況その他財政の状況について、國會及び國民に報告しなければならない。

第四十七條 この法律施行に關し必要な事項は、政令で、これを定

議會」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本國憲法施行の日までは、^{三十條第二項}第十條中「衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、^{及び}會計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣^{以下各省各府の長とす。}」あるのは、「各省大臣」、^{二十條中}「衆議院、參議院、裁判所^{及び}會計検査院^{並びに}内閣及び各省^{以下各省各府とす。}」あるのは「各省」と読み替えるものとする。

第三條 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十年^{年度}及^{同二十一年度}の決算^に關しては、なお従前の例による。

第四條 従^前予算外國庫の負担となるべき契約に關する件として帝國議會の協贊を経た事項は、日本國憲法施行後においては、國庫債務負担行為となるものとする。但し、この場合においては、改正後の第十五條第三項の規定は、これを適用しない。

第五條 左に掲げる法令は、これを廢止する。

明治四十四年法律第二号（公共団体に対する工事補助費繰越使用に関する法律）

明治五年大政官布告第十七号（政府に対する寄附に関する件）

大 蔵 省